「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
-------	----

意見項目 意見内容 1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における 基盤整備の在り方につ いてどのように考える か。 2. 超高速ブロードバンド (1)提案の前提となる「「光の道」構想実現に向けて -基本的 方向性 - 」の総務省見解との相違点について、以下の通りと考 の利用率(約30%)を向 上させるためには、低廉 えている。 な料金で利用可能となる ように、事業者間の公正 「1基本的な考え方(1)原則」について、 競争を一層活性化する 我が国の電気通信政策は、 ことが適当と考えられる ① 基盤整備事業者(旧日本電信電話公社、現日本電信電話株 が、NTTの組織形態の 式会社(NTT))が一部民営化(株式の一部を国が保有している) 在り方も含め、この点に され、基盤整備事業者とサービス提供事業者が一体であること ついてどのように考える から公平で公正な競争が阴害され、利用者利益の最大化は図れ か。 ていない。 ② 事業者間競争は、上記①により、サービス競争と設備競争の 両面から促進されていない。 この悪しき政策を「光の道」でも踏襲するなら、公平で公正な競争 は望めないことになり、またしても利用者利益の最大化が図れて いないことになる。 「1基本的な考え方(2)2つの視点」で、 「「基盤が整備されている」とは、加入申込みを行えばブロードバ

「「基盤が整備されている」とは、加入申込みを行えばブロードバンドサービス提供を受けることができる」とあるが、これは国民負担によって実現されているのであって、「1基本的な考え方(1)原則の「国民負担をできる限り軽減する」」とした点と大きく矛盾する。

これは、「1基本的な考え方」が既に内部矛盾を起こしていることを伺わせる。

「2「光の道」の推進(1)整備すべきインフラ水準」について、民間ブロードバンド基盤は、既に1Gbps に達しているにも関わらず、2015 年実現の構想が桁落ちの 100Mbps であるのは何故か、市町村間では10Gbps、各家庭には、1Gbps が本来在るべき姿なのではないか。

「2「光の道」の推進(2)想定される技術」において、無線ブロード バンドをコスト負担で優位性が認められるとしているがセキュリティ面に全く触れていないのは何故か、セキュリティ面について有 線より無線は遥かに劣る点が全く語られていない。コストとセキュリティはどちらが優先されるべき事項であるのか。

「4利用率向上の考え方(30%→100%)(2)競争政策によるサービスの発展・料金の低廉化 イ ボトルネック性に着目した規制の在り方」について、NTT東西のアクセスインフラは、旧日本電信電話公社から引き継がれたもので民間会社であるNTT東西が独占保有しうるものではない。全面解放或いは分社化/別会社化は当然あるべき姿である。

「4利用率向上の考え方(30%→100%)(4)その他の施策」において、研究開発基盤として世界最先端のオープンな情報通信基盤とある、ここから導き出される光の道は前述の1Gbps に加え、回線の品質保証のないベストエフォート型ではなく、近隣利用者の利用状況に影響なく高い品質を保つことができる占有型とすべきである。

(2)提案は次の通り

NTT東西のアクセス網は 100Mbps を基本とする回線の品質保証を努力目標とするベストエフォート型であることから、既に「光の道」が想定すべき超高速ブロードバンドではない。

また、菅直人内閣総理大臣が掲げる「雇用の創出」の理念からすれば、

旧日本電信電話公社のような独立した「超高速ブロードバンド基盤事業者」を国家予算で設立し、通信事業者(社)ならびに(地方)公共団体やNPOに公平に貸し出し競争環境を提供すべきであろう。

また、貸出費用は「超高速ブロードバンド基盤事業者」が担う光の道の保守を賄う費用とすべきである。